平成２１年（フ）第２０８号
兵庫県宝塚市山本南３丁目１番28―311号
債務者　福嶋　悦郎
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１２５号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉545番地の34、住民票上の住所佐賀県三養基郡基山町大字小倉208番地１　ニューライフ基山二番館405号
債務者　西　　健志
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６号
青森市大字浜田字玉川161番地１　ライブタウン浜田Ｂ―210、申立時の住所青森市幸畑１丁目21番８号
債務者　小松田秀樹
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７号
東京都世田谷区尾山台３丁目４番13号　パームハイツ102
債務者　小松田祐子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
富山市婦中町西本郷363番地13
債務者　金塚　通男
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７号
兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野1215番地４
債務者　北村　孝人
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第６９号
石川県小松市沖町ソ104番地　バードピュア沖105号室
債務者　田戸　達晃
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第７０号
石川県小松市沖町ソ104番地　バードピュア沖105号室
債務者　田戸　優子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第７４号
石川県小松市沖町ツ84番地　帝人アパート14号室
債務者　上田　和惠
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第６８４号
神戸市中央区御幸通２丁目１番23―204号
債務者　西川　紀子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１９号
神戸市北区緑町７丁目３番50号
債務者　湯井　　修
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２０号
神戸市須磨区白川台２丁目45番地の２　白川台住宅15―501号
債務者　加納　和美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５７号
兵庫県三木市緑が丘町中１丁目１番地の７
債務者　村上　玲子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６６号
兵庫県三田市福島329番地２　沢の本宿舎１棟304号、従前の住所兵庫県西宮市山口町名来２丁目15番20号
債務者　山中　秀仁
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７４号
神戸市須磨区中落合１丁目１番412―304号
債務者　濵口　幸男
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７５号
神戸市須磨区中落合１丁目１番412―304号
債務者　濵口　和子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７６号
神戸市中央区東川崎町５丁目１番１―604号
債務者　石原美栄子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部